【留意事項】

申請前に、下記内容を必ずご確認ください。詳細は交付要領をご確認ください。

期限後の申請は受付できませんので、申請期限を厳守してください。

申請後、２～３週間経過しても本府より連絡がない場合、申請未達の可能性がありますので、

**必ず連絡してください。**２カ月以上経過後に連絡をいただいても、対応できない場合があります。

1. 本補助金について

* 新型コロナウイルス感染症患者や同感染症の疑い例を診療した実績がある、府内の「外来対応医療機関」、「帰国者・接触者外来」又は「地域外来・検査センター」が対象です。令和６年３月31日までに診療実績がない場合は、本事業の対象外となり補助金の交付はできません。

※補助期間内に対象医療機関でなくなった場合（外来対応医療機関の指定解除等）、交付決定後・確定後であっても、取消し、補助金の全部又は一部を返還いただくことがあります。

* 外来対応医療機関等の設備を購入するために必要な備品購入費等が対象ですが、使用する全ての設備・備品を全額補助するものではありません。
* 交付決定を受けた内容について、事業完了後速やかに実績報告書を提出してください。

※実績報告の際、納品日の分かる書類（納品書等）と請求金額の分かる書類（請求書・領収書等）の両方が必要ですので、必ず保管してください。提出がなければ補助対象から除く場合があります。

* 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合は、速やかに報告する必要があります。また、仕入控除税額が発生した場合は、府に納付する必要があります。
* 本補助金により取得した設備については、処分制限があります。
* 本補助事業に関する書類は、事業完了後５年間保管する必要があります。
* 本補助事業は国庫補助事業であり、会計検査院の検査の対象です。

1. 補助対象設備について
   * 個人防護具**（※申請受付中です）**

**・**令和５年10月１日から令和６年３月31日まで（外来対応医療機関指定日よりも前を除く）に納品があり、かつ、**「対象期間」に使用したもののみが対象です。**

**・**これまでの対象期間は1/17～1/31であり、この間に使用したものは必ず納品書・請求書を提出してください。

・2/1～3/31は、60日間が全て対象期間であった場合と仮定して見込みを立てていただいて構いませんが、休診日等、個人防護具を使用しない日もあることに留意して、必要なものを上限数量の範囲内で申請してください。

**・見込みで申請された分については、感染状況によっては、申請された一部又は全部が対象とならないことがあります。**

**・申請受付開始時点（2/1）では対象期間となっておりますが、申請と同時にインターネット等で購入したものが届いた頃には、対象期間でない可能性もあります。主に、今すでにあるものをご申請ください。**

**・2/1～3/31分のみを申請された場合は、３月末に最終の対象期間が確定した結果、2/1～3/31の間の対象期間に使用したものがなければ、０円で実績報告いただきます。**

・対象期間以前に購入したものも、使用が対象期間内であれば対象となります。ただし、対象期間内に購入していても、使用が対象期間以後の場合は対象外です。

・対象期間以後に購入したものは、それ以前の対象期間に使用したものとして扱うことはできません。

・納品日以降の対象期間に使用したもののみが対象です。対象期間が続いたとしても、納品日が遅くなるほど、使用数量は減らして実績報告いただきます。

・発熱外来に専従する医師や看護師等の使用分が対象です。入院患者への対応や一般外来での使用分は対象外です。

・規格例（ホームページに掲載）に記載されているものを対象とします。プラスチックガウン、シューズカバー等は対象外です。

・基準額は１人あたり3,600円です。医療従事者１人が１日に使用する個人防護具の単価（１枚、個あたり）を合計すると3,600円を超えるような、高額なものは対象外です。

* + 個人防護具以外の設備　（**※申請の受付は終了しています）**

令和２年度、令和３年度、令和４年度、令和５年４月１日から９月30日までに、(a)帰国者・接触者外来等設備整備事業、(b)外来診療医療機関（透析治療・周産期・小児医療）感染対策設備整備事業、(c)外来対応医療機関設備整備事業のいずれかの補助を受けたことのある医療機関は対象外です。

外来対応医療機関として、発熱患者の診療を行う上で、真に必要なもの（当該設備がなければ、発熱患者の診療が困難なもの）が補助対象です。

* HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）

・HEPAフィルター付であり、かつ、陰圧対応可能である空気清浄機が対象です。

・一般的な家庭用空気清浄機等は対象外です。

・空気清浄機を設置することにより院内感染防止のため、陰圧環境を確保いただくことが必要です。陰圧環境を確保するために必要なダクト工事等の設置費用も補助対象となります。

* HEPAフィルター付パーテーション

・交換用フィルターは対象外です。

* 簡易ベッド

・発熱外来患者の対応にあたり緊急的・一時的に設置する簡易なベッドが対象です。

・診察台や入院用ベッド、ストレッチャーなどの簡易ベッドに該当しない設備は、対象外です。

* 簡易診療室及び付帯する備品

・簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって新型コロナウイルス感染症疑い患者等に外来診療を行う診療室をいいます。

・改修・改築や建築等の工事は対象外です。

・付帯備品のみの申請はできません。簡易診療室と一体的に整備し、当該簡易診療室において発熱外来を実施する上で必要最小限のもののみ対象とします。

・リースによる整備をする場合、補助期間内（令和６年３月31日まで）に要したリース料及び設置費用・撤去費用（補助期間内に設置又は撤去をする場合に限る。）を補助対象とします。

・リースではなく購入による整備をする場合、補助上限額は100万円までとします。補助対象となるのは、当該設備がなければ発熱患者の診療が困難であると認められる場合に限ります。

○過年度に整備（購入・リース）した設備を処分する経費について

・これまでに補助を受けたことのある医療機関のリース料は補助対象外ですが、令和６年３月末までにリースを終了し、撤去を行う場合、その撤去に係る経費は補助対象となります。

・過年度に購入し整備した設備は、今後新型コロナウイルス感染症が再拡大した場合に備え、直ちに処分せず継続して使用されることを想定しているため、その間一時的に他の用途に使用しても問題ありません。それでもなお処分制限期間内に処分する場合は、原則として、財産処分の承認申請（納付を含む）が必要です。

・撤去費用とは、簡易診療室（プレハブやコンテナなど）を解体・撤去する等して原状回復を行う場合にかかるものを指しており、産業廃棄物等としての処理・処分費用は対象外です。